

様式第1号(第4条関係)

燕市長 様

年 月 日

燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付申請書

燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金を、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年 月日	西暦	年	月	日
氏名 (署名)	(本人の手書きによらない場合は、記名押印)					
住所	〒	電話 番号				
メール アドレス						

2 燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

補助金の 種類	就業	起業	同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
	テレワーク	関係人口	上記家族の人数のうち 18歳未満の者の人数	人

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※1

別紙1「燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「燕市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
以下に記載する移住支援金の移住元に関する要件※2に該当しない	A. 誓約する	B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、燕市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
【就業・起業の場合のみ記載】 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
【就業の場合のみ記載】 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
【テレワークの場合のみ記載】 燕市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

※2 移住支援金の移住元に関する要件

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

#### 4 転出元の住所

住所	
----	--

#### 5 【テレワークによる移住者のみ記載】移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

#### 添付書類

##### ■必ず必要な書類等

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②移住元の住民票除票の写し（世帯員分を含む）又は戸籍の附票の写し
- ③世帯全員分の住民票の写し

##### ■該当する要件ごとに必要となる書類

###### 要件を満たす就業をした場合

- ④就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日程等を確認できる書類）

###### 要件を満たす起業をした場合

- ⑤起業支援金の交付決定通知書の写し

###### テレワークの要件に該当する場合

- ⑥所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）

###### 燕市が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合

- ⑦当該関係人口であることを証する書類

管理コード（新潟県及び燕市使用欄）	
-------------------	--

(様式第 1 号別紙 1)

燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の申請に関する誓約事項

- 1 燕市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び燕市から調査を求められた場合には、それに協力します。
  - 2 第 3 条第 1 項または第 2 項各号の申請者のいずれかに該当します。
  - 3 以下の場合には、燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、速やかに燕市に報告し、当該補助金の全額又は半額を返還します。
    - (1) 燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の申請日から 3 年未満に燕市から転出した場合：全額
    - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
    - (4) 燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に燕市から転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の申請日から 1 年以内に当該補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式第1号別紙2)

燕市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び燕市は、燕市子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に当たって取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

なお、新潟県及び燕市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。